

上告事件及び上告受理事件の決定について

1 事件名

- (1) 行政上告事件
- (2) 行政上告受理事件

2 当事者

上告人兼申立人 中野区民
被上告人兼相手方 中野区長

3 訴訟の経過

令和元年(2019年)8月23日 東京地方裁判所に訴えの提起
9月11日 訴状送達
令和3年(2021年)4月9日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し
同月22日 東京高等裁判所に控訴の提起
7月7日 控訴状送達
12月1日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し
同月3日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立
て
同月8日 上告状兼上告受理申立書送達
令和4年(2022年)6月21日 最高裁判所で上告棄却及び上告不受理の決定

4 事案の概要

本件は、中野区の住民である上告人兼申立人が、平和の森公園(以下「本件公園」という。)の再整備工事(以下「本件工事」という。)に関して、本件工事の請負人(建設共同企業体。以下「本件JV」という。)が難燃物又は不燃物ではない材料(以下「本件ブロック」という。)を使用して本件工事を施工したことは、本件工事に係る請負契約(以下「本件契約」という。)の債務の本旨に従った履行とはいえないことから、本件ブロックの設置に係る工事費用相当額の支出命令(以下「本件支出命令」という。)は違法であり、本件支出命令を発出する権限を法令上本来的に有する中野区長の地位にある酒井直人には中野区が被った損害を賠償する責任があると主張して、中野区の執行機関である被上告人兼相手方に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、被上告人兼相手方が酒井直人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、本件支出命令に係る支出額である1億180万5,030円の支払を請求するよう義務付

けることを求める住民訴訟である。

上告人兼申立人は、第1審の判決では本件支出命令が違法であるとは認められないとして上告人兼申立人の請求が棄却され、第2審の判決では控訴が棄却されたため、これを不服とし、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをしたものである。

5 上告及び上告受理申立ての趣旨

(1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(2) 上告受理申立ての趣旨

ア 本件上告を受理する。

イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 決定

(1) 主文

ア 本件上告を棄却する。

イ 本件を上告審として受理しない。

ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

(2) 理由

ア 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民事訴訟法第312条第1項又は第2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

イ 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められない。

※ 参考

(1) 第1審判決の理由の要旨

ア 原告は、広域避難場所に酸素指数（日本工業規格により定められた燃焼特性を示す指標。以下同じ。）が2.6未満の材料を大量に埋設又は設置することは東京都震災対策条例により禁止されているところ、本件ブロックは酸素指数が2.6以上ではないから、本件JVが本件ブロックを使用して本件公園内にある草地広場の盛土工事（以下「本件盛土工事」という。）を施工したことは本件契約の債務の本旨に従った履行とは認められない旨主張する。

イ しかし、同条例第49条は東京都知事に対して避難場所等の不燃化促進の努力義務を課したものであるにとどまり、特別区の長に対し当該材料を使用

することを禁止する趣旨を含む規定であると解することはできない。

また、本件ブロックの製造会社が、本件ブロックが東京都建設局が定める土木材料仕様書で合格することが求められる燃焼性試験に合格したものであることを確認している以上、本件JVは、本件ブロックを使用して本件盛土工事を施工すれば本件契約の債務の本旨に従った履行をしたものと認められる。

ウ 以上によれば、本件ブロックの設置に係る工事費用相当額の支出を命じる旨の本件支出命令が違法であるとは認められない。

(2) 第2審判決の理由の要旨

当裁判所も、控訴人の請求は理由がなく、棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決の一部を改め、当審における当事者の主張に対する判断を加えるほか、原判決に記載のとおりであるから、これを引用する。